

調理師試験の指定試験機関の事務所の所在地変更について（公示）

調理師法施行令（昭和 33 年政令第 303 号）第 2 条の 2 第 2 項の規定により、指定試験機関公益社団法人調理技術技能センターから主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおり公示する。

令和 8 年 1 月 26 日

香川県知事 池田 豊人

- 1 指定試験機関の変更後の主たる事務所及び試験事務を取り扱う事務所の所在地
東京都中央区日本橋人形町一丁目四番一号内山ビル

- 2 変更しようとする年月日

令和 8 年 1 月 26 日

- 3 変更の理由

業務効率化による生産性の向上及びコストの削減を図るため